

第2節

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

防衛大綱では、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動などにより大きく変化した安全保障環境を踏まえ、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応を防衛力の第一の役割として位置付けている。そして、新たな脅威や多様な事態のうち、主なものに関する対応と自衛隊の体制の考え方について、①弾道ミサイル攻撃への対応、②ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応、③^{とうしょ}島嶼部に対する侵略への対応、④周辺海空域の警戒監視および領空侵犯対処や武装工作船などへの対応、⑤大規模・特殊災害などへの対応の5項目を例示

している。これらは、わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、これらの事態に防衛省・自衛隊としていかに迅速かつ適切に対応するかは、大きな課題である。

参照 > Ⅱ部2章2節 (P104)

本節では、防衛大綱に例示された5項目をはじめとする新たな脅威や多様な事態に対する統合運用体制下での自衛隊の対処のあり方、防衛省・自衛隊がこれまで取り組んできている事項について説明する。

1 弾道ミサイル攻撃などへの対応

近年、国際社会における弾道ミサイルや大量破壊兵器の不拡散のためのさまざまな努力が行われているが、依然として拡散は進展している。また、昨年7月、北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射し、弾道ミサイルによる危険が現実のものであることが改めて確認された。

こうした背景から、弾道ミサイル攻撃などへの対応に、より万全を期すため、わが国は04（平成16）年度から弾道ミサイル防衛（BMD）システムの整備を開始し、05（同17）年には、自衛隊法の所要の法改正を実施した。
Ballistic Missile Defense

また、同年12月には、安全保障会議と閣議において、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。

（図表Ⅲ-1-21 参照）

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) BMDシステム整備の概要

ア 基本的考え方

03（同15）年12月の閣議決定以降、わが国が整備を進めているBMDシステムは、現在自衛隊が保有しているイージス艦¹と地対空誘導弾ペトリオット・システムの能力を向上させ、イージス艦による上層での迎撃とペトリオット・システム（PAC-3）²による下層での迎撃を行う多層防衛の考え方を基本としている。
Patriot Advanced Capability-3

イ BMDシステムの構成

わが国のBMDシステムは、飛来する弾道ミサイルを、イージス艦によりミッドコース段階において、またペトリオット・システムによりターミナル段階において、それぞれ迎撃する多層的なウェポンシステムを採用している。そしてこれに、わが国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するセンサー、さらにウェポンとセンサーを効

1) 目標の搜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇をいう。
2) ペトリオット・システムPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの1つであり、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステムである。

図表Ⅲ-1-2-1 わが国のBMD整備への取組の変遷

95（平成7）年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」および「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
98（平成10）年	北朝鮮が日本上空を越える弾道ミサイルを発射
	海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安全保障会議および閣議了承
99（平成11）年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした4つの主要構成部品に関する共同研究開始
00（平成12）年	「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」を安全保障会議および閣議で決定し、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性などについて検討の上、必要な措置を講ずることを決定
02（平成14）年	米国がBMDの初期配備を決定
03（平成15）年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安全保障会議および閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
04（平成16）年	防衛大綱および中期防を安全保障会議および閣議で決定し、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立するための整備を引き続き行うとともに、共同技術研究の開発への移行について検討の上、必要な措置を講ずることを決定
05（平成17）年	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安全保障会議および閣議で決定
06（平成18）年	北朝鮮が日本海に向け7発弾道ミサイルを発射
07（平成19）年	ペトリオットPAC-3の部隊配備開始

果的に連携させて組織的に弾道ミサイルに対処するための指揮統制・通信システムを加えて、全体のシステムが構成されている。

（図表Ⅲ-1-2-2 参照）

ウ BMDシステム整備の方針

整備にあたっては、取得・維持に係るコストを軽減しつつ、効果的・効率的なシステムの構築を図るとの観点から、現有装備品の活用を掲げている。先述のイージス艦とペトリオット・システムの能力向上をはじめ、センサーについても、現有の地上レーダーの能力向上型を活用するほか、新たに整備を開始したレーダーFPS-5³も従来型の経空脅威（航空機など）と弾道ミサイルの双方に対応できる併用レーダーである。また指揮統制・通信シ

ステムとしての自動警戒管制システムについても同様である。

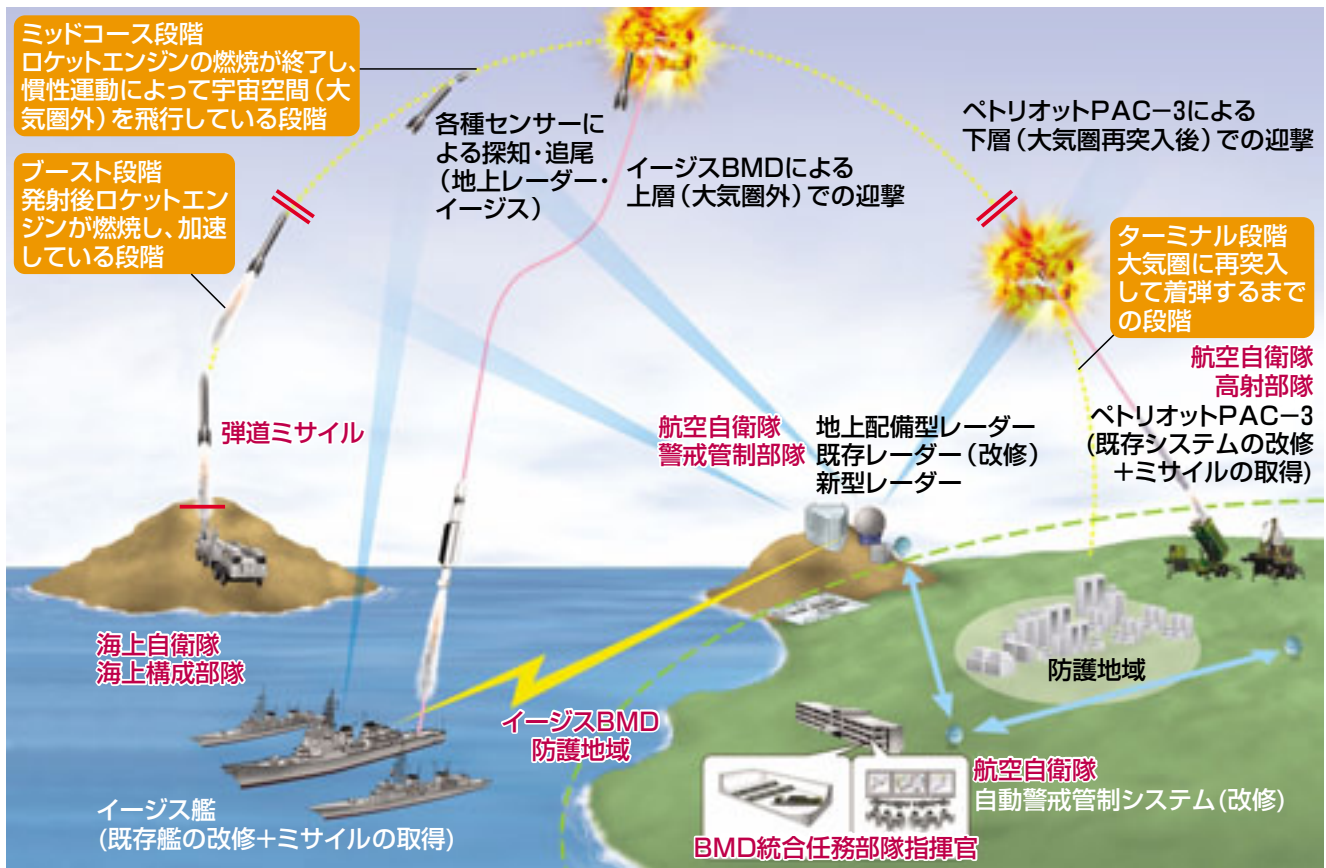
エ BMDシステム整備の状況

本年3月、航空自衛隊入間基地（埼玉県）に所在する第1高射群第4高射隊に、わが国のBMDシステムを構成する初の迎撃手段として、ペトリオットPAC-3が配備され、同年4月13日には、安倍内閣総理大臣が同システムを視察した。防衛省・自衛隊は、引き続きBMDシステムの整備を進めることとしており、11（平成23）年度をもって、イージス艦（BMD機能付加）：4隻、ペトリオットPAC-3：16個FU⁴（高射隊分）、FPS-5：4基、FPS-3改（能力向上型）：7基を指揮・通信システムで接続したシステムを構築することを当面の目標としている。

3) 弾道ミサイルの探知・追尾を可能とするもので、平成11年度より開発（旧称：FPS-XX）

4) fire unit（対空射撃部隊の最小射撃単位）

図表Ⅲ-1-2-2 BMD 整備構想・運用構想 (イメージ図)



本年度予算においては、BMD関連経費として、①イージス艦の能力向上とSM-3ミサイルの取得・発射試験、②ペトリオットシステムの能力向上とPAC-3ミサイルの取得、③新たな警戒管制レーダー(FPS-5)整備など、総額約1,572億円(契約ベースの金額)を計上している。

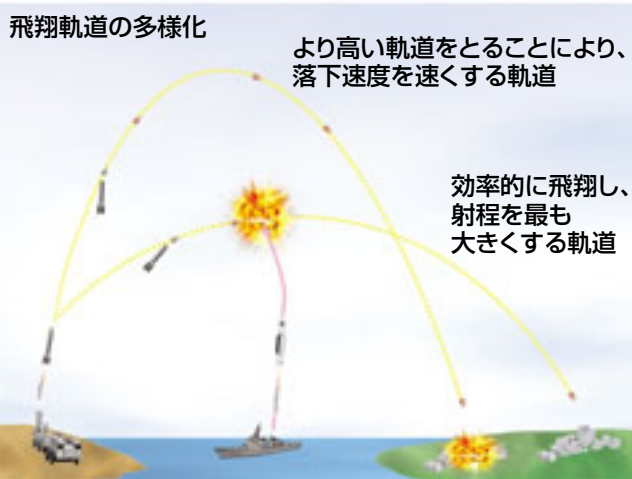
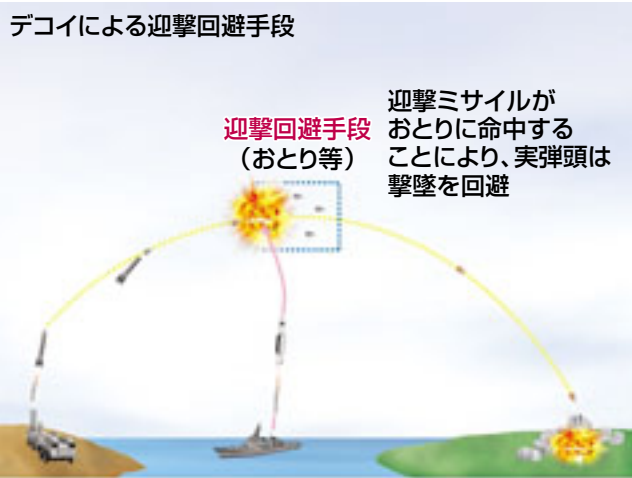
また、昨年7月の北朝鮮の弾道ミサイル発射事案を踏まえ、情報収集・警戒監視態勢の強化を図るための追加的施策として約37億円(契約ベースの金額)を計上している。

なお、昨年度補正予算において、PAC-3ミサイルの早期取得や、電子戦データ収集機(EP-3)の改善など、総額約142億円(契約ベースの金額)を計上している。

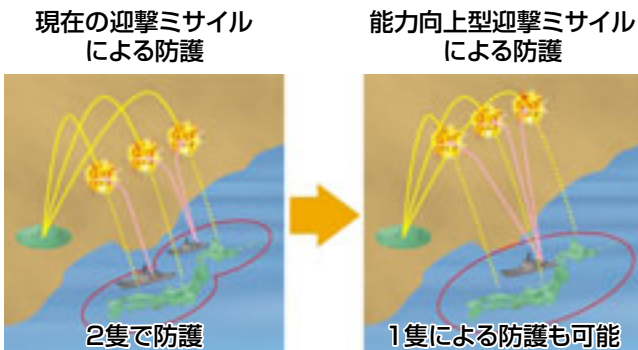


空自第1高射群第4高射隊(埼玉県)に配備されたペトリオットPAC-3と同システムを視察中の安倍内閣総理大臣

図表Ⅲ-1-2-3 将来的な弾道ミサイルの迎撃回避手段



図表Ⅲ-1-2-4 BMDミサイルの将来的な能力向上による防護範囲の拡大（イメージ図）



(2) 将来の能力向上

依然として弾道ミサイル技術の拡散は進展しており、各国が保有する弾道ミサイルも将来的には、デコイ（おとり）を用いて弾頭の迎撃を欺瞞（きまん）するなど、迎撃回避措置を備えたものになっていく可能性は否定できない。このような弾道ミサイルの先進化に対応すべく、継続的な能力向上を図っていくことが必要である。

また、従来型の弾道ミサイルに対しても、一つのシステムが防護できる範囲の拡大や迎撃確率を向上することなどが求められ、迎撃ミサイルの運動性能の向上などを図り、BMDシステムの効率性・信頼性の向上に取り組んでいくことが必要である。

このような観点から、中期防においては、来年度以降（防衛大綱の別表に掲げる体制を整備した後）のイージス艦とペトリオットシステムの能力向上のあり方について、「米国における開発の状況などを踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる」こととしている。また99（同11）年に開始した日米共同技術研究については、これまでの研究成果を踏まえ、06（同18）年から共同開発を開始し、さらに、レーダーや戦闘指揮システムの能力向上を図るための日米共同研究を行うなど、将来の能力向上に努めている。

（図表Ⅲ-1-2-3・4 参照）

2 法制・運用面の整備

(1) 弾道ミサイル対処に関する法的措置

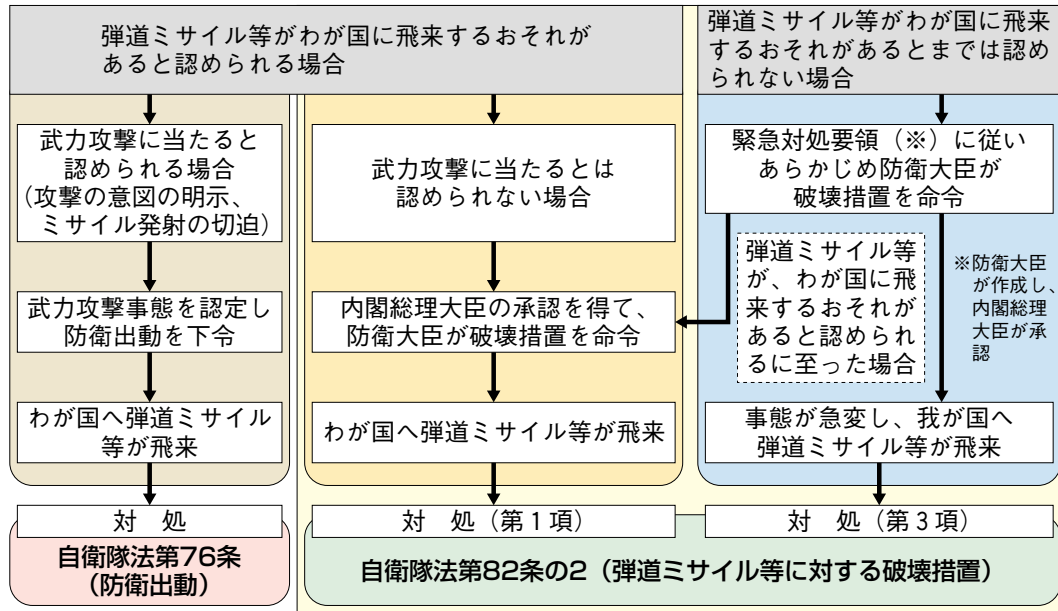
わが国に弾道ミサイル等⁵が飛来する場合の対処において、それが武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃である場合は、武力攻撃事態における防衛出動により対処することとなる。

一方、わが国に弾道ミサイル等が飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されておらず、防衛出動が下令されていない場合については、①迅速かつ適切な対処を行うこと、②シビリアン・コントロールを確保することを十分考慮し、以下の措置をとることができることとなっている。

参照 > 資料70 (P452)

5) 弾道ミサイルその他その落下により、人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。

図表Ⅲ-1-2-5 弾道ミサイル等への対処の流れ



ア 防衛大臣は、事前の兆候などに基づき、弾道ミサイル等がわが国に飛来するおそれがあると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイル等がわが国に向けて現に飛来したときには同ミサイルを破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。この場合の自衛隊の具体的な動きの一例としては、弾道ミサイル等の飛来に備え、防衛大臣の当該命令を受けて、弾道ミサイル等対処のための空自のペトリオット・システムや海自のイージス艦を展開し、実際に弾道ミサイル等が飛来してきた場合に、先に下された大臣の命令に基づきこれを破壊することができる。

イ また、上記の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合や、事故や誤射による場合などのように、事態が急変し、大臣が内閣総理大臣の承認を得るいとまがないことも考えられる。大臣は、そのような場合に備えて、平素から、緊急対処要領を作成して、内閣総理大臣の承認を受けておくとともに、わが国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、この緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、一定の期間を定めて、実際に弾道ミサイル等が飛来

したときにイージス艦などにより当該弾道ミサイルの破壊措置をとるべき旨を命令しておくことができる。

(図表Ⅲ-1-2-5 参照)

(2) シベリアン・コントロールの確保の考え方

弾道ミサイル等への対応については、自衛隊の対応だけでなく、国民への警報や避難といった国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊急時に備えた態勢強化など、政府全体として対応することが必要である。また、わが国に弾道ミサイル等が現に飛来する場合には、迎撃ミサイルを用いて破壊することが必要となる。さらに、飛来のおそれの有無についても具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価し、政府として判断する必要がある。

このような事柄の重要性および政府全体としての対応の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認（閣議決定）と防衛大臣の個別の命令を要件とし、内閣および防衛大臣がその責任を十分果たし得るようにしている。さらに、事後の国会報告についても法律に明記し、国会の関与についても明確にしている。

また、事態が急変し内閣総理大臣の承認を得るとま

がなく、わが国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合において、自衛隊の部隊が行う対処のあり方や関係行政機関との協力などについて明示した緊急対処要領を、本年3月防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けたところである。これにより、緊急の場合を含め、わが国自身による迅速かつ適切な対処に必要な制度が整えられた。

参照 > 資料30 (P402)

(3) 運用面の取組

ア 統合運用による弾道ミサイルなどへの対処

飛来する弾道ミサイルなどの破壊は、海自のイージス艦、空自のレーダー、ペトリオット・システムおよび、指揮・通信システムが一体となって行われる。BMDシステムの運用については、例えば、空自航空総隊司令官を指揮官とした一元的な運用のあり方を含め、効果的な対処について検討を行うとともに、各種態勢を整えているところである。また、着弾した弾道ミサイルによる被害については、陸自が中心となって対処する。

イ 弾道ミサイル攻撃対処のための日米の協力

BMDシステムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国とのさらなる協力が必要であり、日米安全保障協力の方向を示した05（同17）年10月、昨年5月および本年5月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）においても、このための関連措置が合意された。

参照 > 2章2節 (P250)、2章3節 (P263)

3 米国のミサイル防衛と日米BMD協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路である①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階のそれぞれの段階に適した迎撃システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムの構築を目指しており、可

能なものから早期に配備することとしている⁶。
(図表Ⅲ-1-2-6 参照)

在日米軍は、昨年6月、空自車力分屯基地（青森県）に、BMD用移動式レーダーを配備した。また、同年9月、沖縄県の嘉手納飛行場などにペトリオットPAC-3の部隊を配備した。さらに、昨年8月以降、BMD能力搭載イージス艦が、わが国およびその周辺に前方展開している。

(2) 能力向上型ミサイルに関する日米共同開発

98（同10）年政府は、安全保障会議の了承を経て、99（同11）年度から海上配備型上層システム（現在の海上配備型ミッドコース防衛システム）の日米共同技術研究に着手することを決定した。

この共同技術研究は、わが国が現在整備を進めている海上配備型ミッドコース防衛システムとは異なり、より高い能力を目指した迎撃ミサイルを、日米が共同して設計、試作および必要な試験を行うものである。これまでミサイルの主要な4つの構成品⁷に関する設計、試作および必要な試験を行った。

これまでの日米共同技術研究において、要素技術の確認が終了し、技術的な課題解明の見通しを得たことから、05（同17）年12月の安全保障会議および閣議において、これまでの日米共同研究の成果を、能力向上型迎撃ミサイル開発の技術的基盤として活用し、共同開発へ移行することを決定し、昨年6月、日米両政府間で正式に合意した。本年度予算においては、将来のBMDシステムに関する共同開発などのための経費として、約217億円を計上している。

(図表Ⅲ-1-2-7 参照)

参照 > 資料29 (P402)

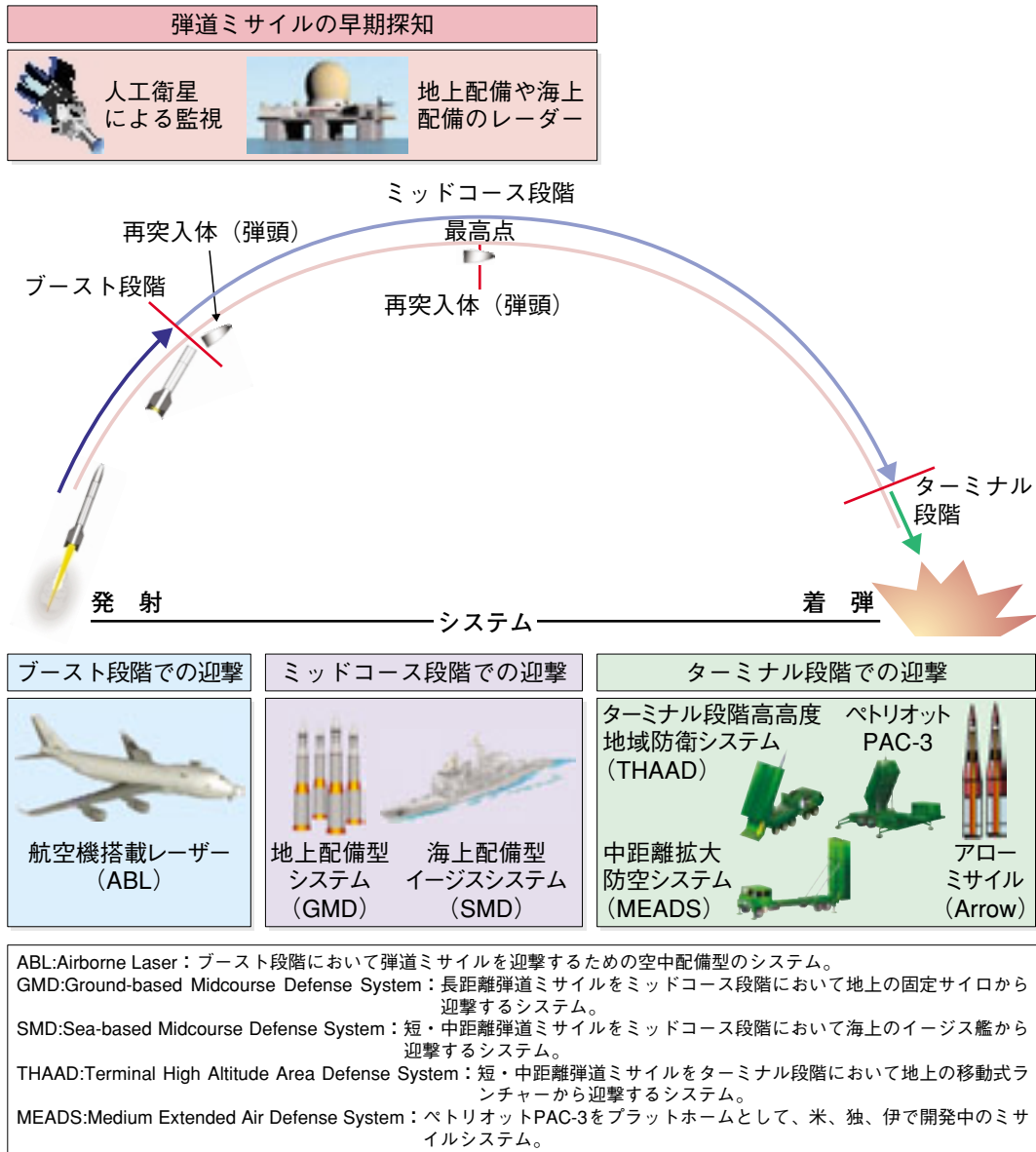
(3) 武器輸出三原則等との関係

わが国のBMDシステムは、現在わが国が保有しているイージス艦とペトリオット・システムの能力向上などにより構成するものであり、武器輸出三原則等との関係で

6) 米国は、ミサイル防衛システムの研究開発や配備については、その時々技術的に可能なシステムを配備しつつ、漸次能力向上を図っていくこととしており、これを進化的らせん型（スパイラル）開発手法と称している。

7) ノーズコーン、第2弾ロケットモーター、キネティック弾頭、赤外線シーカーをいう。

図表Ⅲ-1-2-6 米国の弾道ミサイルに対する多層防衛の例



問題が生じるものではない。

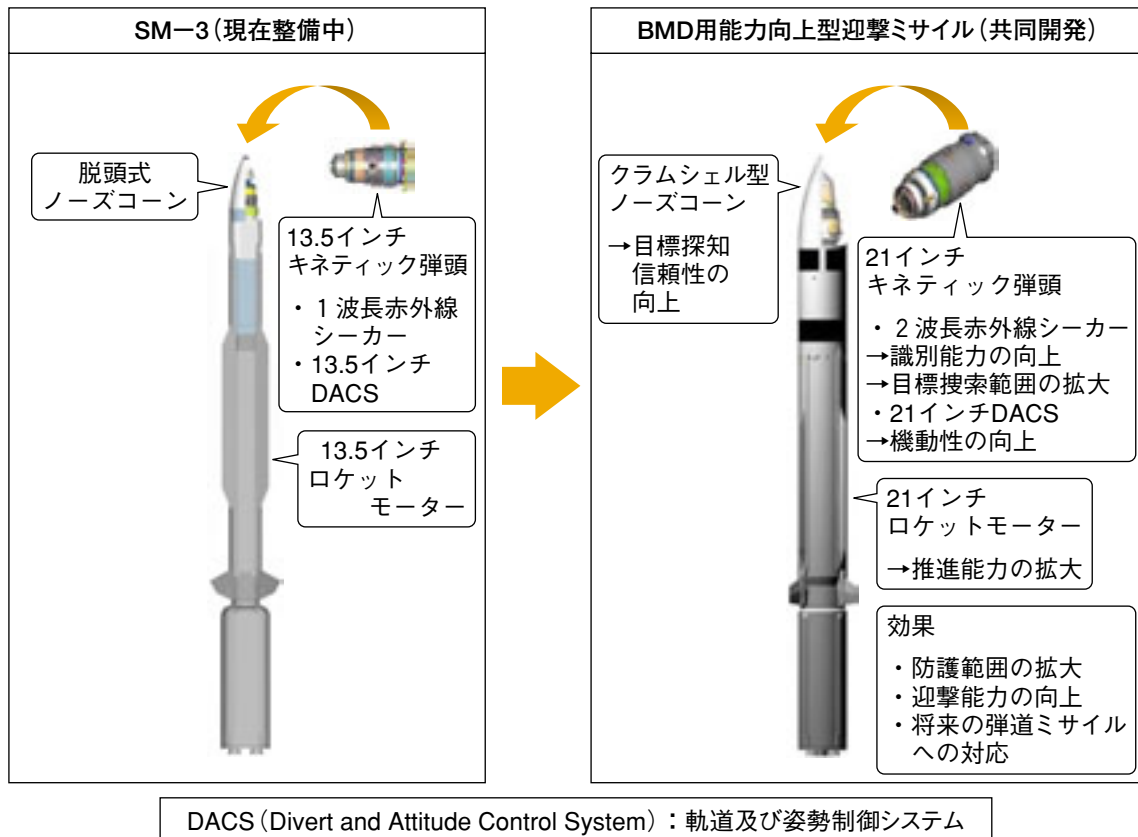
一方、より将来的な能力向上を目指したBMDに関する日米共同技術開発に関しては、開発の一環として、わが国より米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（平成16）年12月の官房長官談話において、武器輸出三原則等によらないとされたことを受け、05（同17）年12月の共同開発への移行決定にあたって、米国への供与が必要となる武器については、武器の供与の枠組みを今後米国と調整し、厳格な

管理を行う前提で、武器輸出三原則等によらないとされた。

昨年6月には、米国に対する武器および武器技術の供与に関する書簡の交換が行われ、わが国の事前同意のない目的外利用や第三国移転を禁止するなどの厳格な管理の下に武器および武器技術を提供する枠組みが合意された。

参照 > Ⅱ部2章2節 (P112)

図表Ⅲ-1-2-7 能力向上型迎撃ミサイル日米共同開発の概要



(4) 日米BMD協力の強化

わが国はBMDシステム導入決定後、日米BMD協力の強化のための取り組みを、継続的に実施してきている。

中期防では、日米安全保障体制の強化のための施策として、「弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取り組みを強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する。」こととした。さらに、閣議決定を経て、BMD協力に関する書簡を外務大臣と駐日米国大使との間で交換するとともに、防衛庁(当時)と米国防省との間でBMD協力に関する了解覚書(MOU)が、04(同16)年に締結された。

また、昨年6月には、日米共同開発を協力の対象に含めた、BMD協力に関する書簡の交換が、外務大臣と駐日米国大使との間で行われた。

4 北朝鮮による弾道ミサイル発射とわが国の対応

(1) 弾道ミサイル発射の様相

昨年7月5日、北朝鮮は日本海に向け、計7発の弾道ミサイルを発射した。

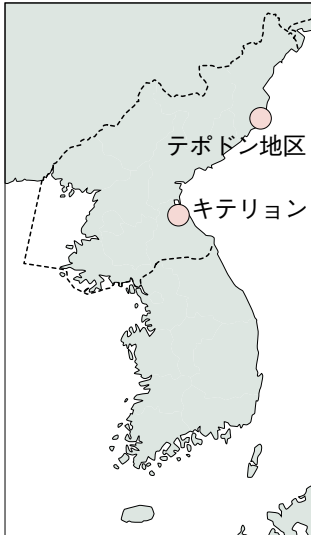
北朝鮮南東部沿岸地域のキテリョンからは、ノドンあるいはスカッドミサイルと見られる計6発の弾道ミサイルが発射され、日本海上に着弾した。発射状況から、今回のミサイル発射は、より実戦的な特徴を有しており、北朝鮮が弾道ミサイル運用能力を向上させてきたことがうかがえる。

また、7発の内、第3発目は、テポドン2と見られ北朝鮮東部沿岸地域のテポドン地区から発射されたが、発射後、空中分解し、発射地点の近傍に墜落したことから、このミサイル発射については、失敗したものと考えている。

参照 > I部2章2節 (P35)

(図表Ⅲ-1-2-8 参照)

図表Ⅲ-1-2-8 北朝鮮ミサイル発射地域



(2) 政府の対応

北朝鮮のミサイル発射を受け、政府は官邸対策室を設置するとともに、安全保障会議を開催し、今後の対応などについて協議した。午前8時20分、内閣官房長官声明を発表し、北朝鮮に対して厳重に抗議し、遺憾の意を表明した。その際、政府は北朝鮮に対し北朝鮮が日朝平壤宣言⁸⁾にあるミサイル発射モラトリアム（凍結）を改めて確認し、それに従った行動をとると同時に六者会合へ早期かつ無条件に復帰することを強く求めた。また、同日、万景峰92号の入港禁止、北朝鮮当局の職員の入国の原則禁止、わが国国家公務員の渡航の原則見合わせなどを始めとする具体的な措置をとった。

また、国際社会における連携として、米国と緊密に連携するとともに、国連安保理への働きかけを行うなどの各種対応をとることとした⁹⁾。

これら日本の働きかけを受け、06（同18）年7月16日

（ニューヨーク時間15日）、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関する国連安保理決議第1695号¹⁰⁾が採択された。

(3) 防衛省・自衛隊の対応

ア ミサイル発射前の態勢

防衛省・自衛隊は、北朝鮮のミサイル動向について、平素から情報収集に努めており、今回の事案の兆候とも見られる事象も把握してきた。また、日米安全保障体制の下、日米間では平素から必要な情報交換を行っている。

今回の発射事案については、各種の情報等から総合的に判断し、5月下旬より、防衛庁長官（当時）の命令に基づき、海上自衛隊のイージス艦、電子戦データ収集機EP-3、航空自衛隊のFPS-3改レーダー、運用研究中のFPS-5レーダー、電子測定機YS-11EB、早期警戒管制機E-767などを投入し、警戒監視態勢を強化していた。

イ ミサイル発射を受けた防衛庁（当時）・自衛隊の対応

北朝鮮からの弾道ミサイル発射を受け、額賀防衛庁長官（当時）は、直ちに防衛庁長官指示（「北朝鮮による



運用研究中のFPS-5（開発試作機）レーダー（千葉県）
（画面中央下部は隊員）

8) 日朝平壤宣言
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/n_korea_02/sengen.html>

9) 北朝鮮による弾道ミサイルの発射事案に係る我が国の当面の対応について
<http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2006/07/05_a.html>

10) 北朝鮮のミサイル発射に関する国連安保理決議1695の採択について
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/18/das_0716.html>

飛翔体発射事案に関する当面の対応について」) を発出し、国内関係機関や米国をはじめとする関係国との連携を密にしつつ、以下の点について徹底するように指示した。

- ① 情報本部を中心に関連情報の分析を進めるとともに、関係部隊による飛翔体の捜索を行い、今回の事案の事実関係の詳細な把握に努めること。
- ② 北朝鮮の今後の動向に関し、情報本部や関係部隊は、引き続き情報収集態勢を強化すること。
- ③ 関係部隊は、更なる弾道ミサイル発射等の可能性に備え、引き続き、警戒態勢を強化すること。

また、今後の情報収集や対応に万全を期すため、防衛庁(当時)に「北朝鮮による飛翔体発射事案に関する対策本部」¹¹⁾を設置した。

自衛隊の部隊等においては、警戒監視態勢を強化しつつ、弾道ミサイルが落下した可能性のある海域に艦艇、航空機を派遣し、落下物の捜索活動を行ったほか、被害が発生した場合に備え連絡所を設けるなどの態勢をとった。

(4) 教訓と課題

今回の、北朝鮮の弾道ミサイル発射事案においては、98(平成10)年の北朝鮮の弾道ミサイル発射事案に教訓事項としてあげられた、情報収集・分析・伝達面における態勢強化などに、防衛省として改善に取り組んできた事項が反映され、迅速・的確な情報収集・分析・報告を実施することができたと考えている。

例として、兆候把握段階から発射段階を通じての情報収集活動により、発射当日の午前中に報道発表や防衛庁長官(当時)による記者会見を実施し、いち早く、ミサイルの種類、発射時刻および落下推定地域等の情報を公

表することができ、発射後のわが国政府としての迅速な初動対応に寄与した。

また、米軍との協力についても、事態発生以前から、情報共有や対処について緊密な連携作業を行っており、総合的に見て、日米の連絡網、情報の共有、対処要領などについて、良く連携がとれていたと判断している。

一方、弾道ミサイルを直接迎撃するためのBMDシステムの早期の整備や、情報収集・分析体制の強化・充実などが課題としてあげられる。

(5) ミサイル発射事案を踏まえた防衛省・自衛隊の取組など

北朝鮮のミサイル発射事案に対しては、国際社会と連携しつつ外交努力を推進していくほか、日米同盟の強化および日米間の運用体制や情報共有体制の確立も含めたBMDシステムの早期構築が必要である。

防衛省・自衛隊では、BMDシステムの整備を計画的に進めているが、今回のミサイル発射事案を受けた新たな追加的施策として、常統的により高い情報収集・分析能力を保有するため、電子戦データ収集機EP-3の改善を行うとともに、弾道ミサイル探知用先進赤外線センサーの研究を推進することとした。

また、より早期に迎撃態勢の強化を図る必要性から、ペトリオット・システム(PAC-3)のミサイルを、当初の計画よりも早期に取得するなど、対応の強化に努めている。

運用面においても、独自の検討を進めるとともに米軍との運用協議等を通じて、これら導入したBMDシステムのよりよい運用体制を確立すべく、検討を深化させている。

11) その後、名称を「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案に関する対策本部」に変更

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街地化が進んでいるわが国においては、比較的少数の人員による潜入、攻撃であっても、わが国の平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした行動には、警察機関が第一義的に対処する潜入した武装工作員¹⁾による不法行為から、わが国に対する侵略が行われた場合の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作などの武力攻撃などさまざまな態様がある。

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

(1) 基本的な考え方

ゲリラや特殊部隊によりわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、防衛出動により対処する。わが国に対する武力攻撃の態様として、①不正規軍の要員であるゲリラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃などや、②正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などがある。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦では、速やかに情報収集態勢を確立し、ゲリラや特殊部隊を早期に発見して捕獲または撃破することとなる。この際、攻撃による被害を最小限にして事態を早期に収拾することが重要である。

ア 各種船舶などの発見・阻止

ゲリラや特殊部隊を輸送する各種船舶や潜水艦などをできるだけ早期に発見し、護衛艦、潜水艦や海・空自の航空機などにより、洋上での阻止などに努める。

イ ゲリラや特殊部隊の捜索・発見など

ゲリラや特殊部隊が、わが国領土内に潜入するおそれがある場合、陸自の偵察部隊などで沿岸部での警戒監視を行い、これらが領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などによる捜索・発見を行う。また、必要に応じ、重要施設などに警護のための部隊を配置し、早期に警護態勢を確立する。

ウ ゲリラや特殊部隊の捕獲・撃破

ゲリラや特殊部隊を発見した場合、その地域に速やかに戦闘部隊を集めてこれを包囲した上で、捕獲または撃破する。

(図表Ⅲ-1-2-9 参照)



ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応のための訓練を行う陸自第34普通科連隊（静岡県）隊員

1) 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などをいう。

図表Ⅲ-1-2-9 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



2 武装工作人員などへの対処

(1) 基本的な考え方

武装工作人員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生じた事案の様相に応じ、基本的に図表Ⅲ-1-2-10のように対応する。

(2) 武装工作人員などへの対処のための自衛隊法の改正

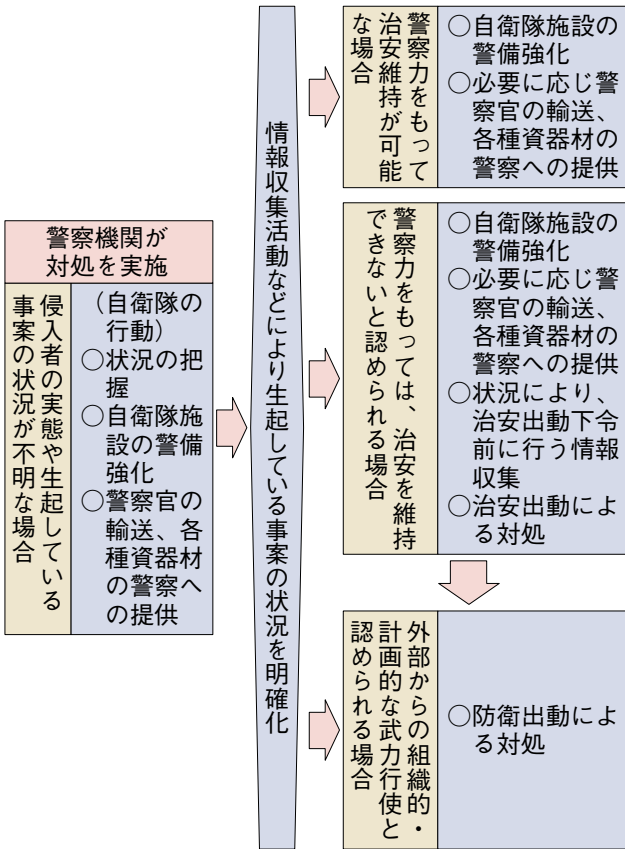
武装工作人員などへの対処を迅速かつ効果的に行うため、01（平成13）年、自衛隊法を改正し、次のような規定を新設した。

ア 治安出動下令前に行う情報収集

防衛大臣は、治安出動が下令されることおよび小銃、機関銃などの強力な武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、その事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊にそのような者がいると見込まれる場所などで、それらにかかわる情報の収集を命ずることができる。

また、情報収集の職務に従事する自衛官は、自己又は自己とともにその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断さ

図表Ⅲ-1-2-10 武装工作員などへの対処の基本的な考え方



れる限度で武器を使用できる。その際、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

イ 治安出動時の武器の使用

治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が、事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用した結果、人に危害を与えても法律に基づく正当行為とされる場合としては、従来の、

- ① 職務上警護する人、施設又は物件に対する暴行又は侵害を排除する場合
- ② 多衆集合して行う暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合に加えて、
- ③ 小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、

生物兵器などの武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者による暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合

を規定した。

(3) 警察との連携強化のための措置

ア 連携強化のための枠組みの整備

武装工作員などへの対処にあたっては、警察機関との連携が重要である。このため、00（同12）年、治安出動の際における自衛隊と警察との連携要領についての基本協定（54（昭和29）年に締結）を改正し、暴動鎮圧を前提とした従来の協定を、武装工作員などによる不法行為にも対処できるようにした²ほか、02（平成14）年に、陸自の師団などと全都道府県警察との間で、治安出動に関する現地協定を締結した。

さらに、04（同16）年、治安出動の際の武装工作員などによる事案に対する自衛隊と警察の現地における共同対処をより適切に実施することを目的に、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。

イ 警察との共同訓練

武装工作員などへの対処に際し、現地レベルでの相互の連携を一層緊密なものとするため、05（同17）年7月までに、現地協定の締結主体である師団などと全都道府



警察との共同訓練を行う
陸自第15普通科連隊（香川県）隊員

2) 正式名称は「治安出動の際における治安の維持に関する協定」であり、防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された。

県警察との間で共同図上訓練を実施した。この共同図上訓練を通じて、武装作業員などへの対処に関する相互理解が図られたほか、訓練成果などに基づき警察と自衛隊の連携要領などについても検討を深化させた。

05（同17）年10月には、陸自北部方面隊と北海道警察との間で、初の共同実動訓練を実施し、これを皮切りに、昨年度は第14旅団と四国各県警察、第4師団と福岡県警察、第1師団と埼玉・茨城各県警察、第3師団と大阪・奈良・和歌山各府県警察および第2師団と北海道警察旭川方面本部との間で共同実動訓練を行っており、治安出動の際の連携要領について確認した。

参照 > 4章1節 (P339)

3 核・生物・化学(NBC)兵器への対応

近年、NBC兵器とその運搬手段およびこれらの関連資器材が、テロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このような大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる可能性があり、これら兵器の不拡散への取組が、わが国を含む国際社会の平和と安定にとって重要な課題となっている。95（同7）年の東京での地下鉄サリン事件³や01（同13）年の米国での炭疽菌入り郵便物事案⁴の発生は、これらの兵器が移転・拡散している証である。

(1) 基本的な考え方

わが国でいわゆるNBCテロが発生し、これが外部からの武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりわが国を防衛するために必要な対処や被災者の救援などを行う。また、NBCテロが発生し、外部からの武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携してテロを行う者の鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、被災者の救助、被害の

拡大防止などの観点から、災害派遣などにより、陸自の化学科部隊および各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況などに関する情報収集、除染活動、傷病者などの搬送、医療活動などについて関係機関を支援する。

(2) NBC兵器への対応にかかわる防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊では、中期防衛力整備計画において、NBC兵器による攻撃への対処能力の向上を図ることとしている。特に生物兵器への対処については、検知・同定、防護、予防、診断・治療、除染、人材育成など、人員・装備面での必要な各種機能の充実を図ることとしている。

具体的には、さまざまな場面で中心的な役割を担っている陸自においては、化学科部隊の人的充実や、生物偵察車、化学防護車、除染車、個人用防護装備、化学防護衣など各種防護器材の充実を図るとともに、NBC偵察車の開発を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。また海自および空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

参照 > II部2章3節 (P115)

(3) 核・放射線兵器に関連する物質⁵への対処

核兵器に関連する物質は、身体に直接傷害が発生しない場合であっても、被ばくにより、身体にさまざまな影響が及ぶことから、その特性を踏まえた適切な防護と被ばく管理が必要である。

防護マスクと防護衣を着用することで放射性物質の吸入による内部被ばく⁶を、また、化学防護車で放射線による外部被ばく⁷を一定程度防ぐことができる。そのため、限定的ではあるが、これらの装備品を保有している化学防護部隊などによる活動が考えられる。この場合、自衛

3) 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染などの作業を行った。

4) 01（平成13）年9月以降、米国で、炭疽菌入りの郵便物が、上院議員、マスコミ関係者などに郵送された。

5) 99（平成11）年、茨城県東海村のJCOウラン加工工場での核燃料サイクル中に発生した臨界事故では、臨界に伴い発生した放射線により現場作業員が被ばくし、死亡者が発生した。この際、災害派遣として陸自の化学科部隊が出動した。

6) 呼吸器などを通して体内に取り込まれた放射性物質からの放射線による被ばく

7) 体外にある放射性物質による放射線の直接の被ばく

隊は関係機関と連携しつつ、汚染状況の測定、傷病者の搬送などを行う。

(4) 生物兵器への対処

ア 生物剤を使用したテロに対する災害派遣を行う場合

生物剤は、一定の潜伏期間を有し、初期症状だけでは、原因が生物剤かどうかの判定が困難であるといった特徴がある。このため、密かに生物剤が散布された場合、被害が発生・拡大した段階に至って初めて何らかの人為的な原因が推測されるなど、テロが行われたことを被害発生以前に認知することは極めて困難であることが予想される。

こうした被害の発生に際しては、第一義的には医療機関などが対応し、自衛隊は、主として除染活動、患者などの輸送、医療活動を行う。

(図表Ⅲ-1-2-11 参照)

イ 生物兵器対処への取組など

防衛省・自衛隊は、部外有識者からなる「生物兵器への対処に関する懇談会」から01（同13）年4月に提出された報告書⁸を踏まえ、生物兵器への対処に関する基本的考え方を整理して施策の全体像を示すため、02（同14）年1月、「生物兵器対処に係る基本的考え方」（基本的考え方）を取りまとめたことに加え、「生物兵器対処委員会」を設置し、各種取組を行っている。これらの取り組みの一環として、運用研究などによる対処能力の向上を目的とした「生物兵器対処セミナー」を開催している。

また本年度には、生物兵器による被害を局限するため、生物剤対処用衛生ユニットを用いて、感染の疑いのある患者を隔離・収容し、早期に診断・治療方針を決定する防衛大臣直轄の部隊として、対特殊武器衛生隊を新編する。



除染活動訓練を行う
陸自第1化学防護隊（東京都）隊員

(5) 化学兵器への対処

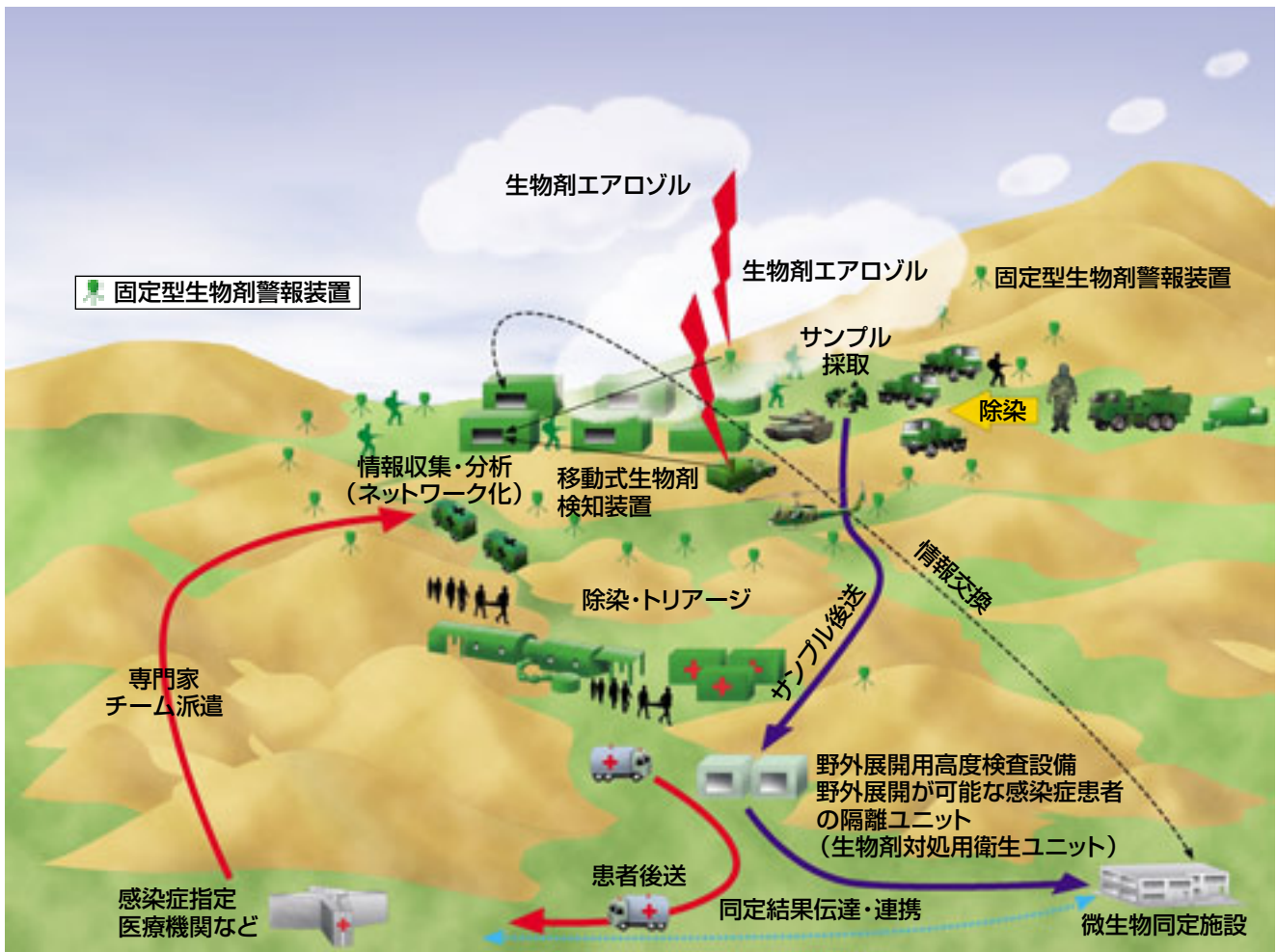
化学剤は、生物剤と異なり一般に傷害の発生が早く、被害発生時の迅速な初動対処が極めて重要である。

化学剤には、陸自の化学科部隊などに装備されている化学防護衣や化学防護車での防護が可能であり、災害派遣などにより派遣された陸自の化学科部隊や衛生部隊などが、汚染地域で、化学検知器材による化学剤の検知、傷病者の搬送、除染、医療活動を行う。また、自衛隊の出勤に至らない事態でも、自衛隊は、必要に応じ関係機関への化学防護衣などの貸与、化学科部隊の連絡要員などの派遣を行う。

8) 同報告書では、わが国において生物兵器が使用された場合の必要な対処を整理しており、①防衛庁（当時）・自衛隊は、総合的推進体制の整備、研究開発体制の整備、検知器材などの装備の充実、人材の育成、情報収集体制の強化、感染症病室の整備など医療体制の充実、緊急事態対処体制の確立、演習の実施、関係機関との連携と情報の公開、広報の10項目にわたって積極的に取り組むべきである、②生物兵器への対処にかかわる体制の整備は、政府全体で取り組むべき重要な課題であり、防衛庁（当時）・自衛隊が、政府全体の対応を踏まえながら体制づくりを始めることで、国民の安全が確保されることを期待する、としている。

<<http://www.mod.go.jp/j/delibe/seibutu/houkoku.html>>参照

図表Ⅲ-1-2-11 将来の生物兵器対処（イメージ図）



COLUMN

VOICE

解説

Q&A

中央即応集団

本年3月28日、陸上自衛隊に中央即応集団を新編した。

防衛計画の大綱においては、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模災害などの新たな脅威や多様な事態に実効的に対応できる態勢を構築するため、これらの事態に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊等をわが国の地理的特性等に応じて編成・配置することとしている。

中央即応集団は、平素、ゲリラや特殊部隊による攻撃などの事態に実効的に対処するための教育訓練を実施し、事態発生時には、事態の態様に応じて隷下の部隊を適切に組み合わせつつ、迅速に対処する部隊である。

また、隷下には、国際平和協力活動を実施する上で必要な教育等を平素から行うための国際活動教育隊（駒門）を保持しており、今後、国際平和協力活動に、迅速かつ継続して部隊を派遣できる体制が強化されていくこととなる。

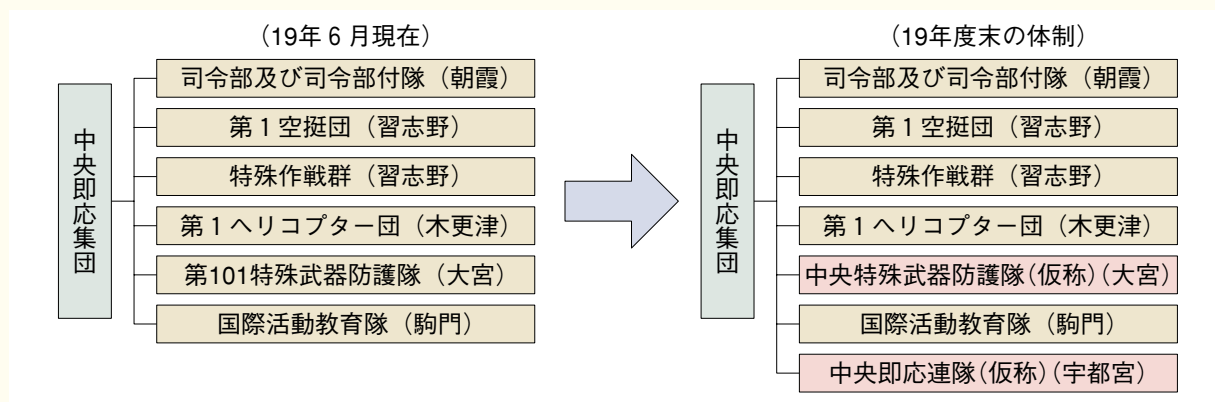
中央即応集団は、本年度、更に即応性・機動性を高めるため、次に掲げる改編を行う予定である。

- ①中央即応連隊（仮称）を新編し、防衛警備体制および国際平和協力活動の実施体制を強化
- ②第101特殊武器防護隊を廃止し、中央特殊武器防護隊（仮称）を新編することにより、全国範囲で運用できる特殊武器防護¹⁾の体制を強化

これらの改編により、新たな脅威や多様な事態へ実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組む体制がより一層強化されることとなる。



中央即応集団編成完結式（朝霞）（左）
記者会見する初代中央即応集団司令官山口陸将（右）



1) 核兵器、化学兵器、生物兵器による攻撃に対して、部隊および隊員を防護する機能

3 島嶼部に対する侵略への対応

防衛大綱では、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在するわが国の地理的特性について、安全保障上の脆弱性^{ぜいじやく}と位置付けている。特に、多くの島嶼が存在するという地理的特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する侵略が予想される。

島嶼部に対する侵略に対応するための作戦

島嶼部に対する侵略への対応は、自衛隊が平素から行っている警戒監視や軍事情報の収集などにより、早期に兆候を察知することが重要である。対応にあたっては、本格的な着上陸侵攻対処における作戦の形態と共通する点が多いが、事前に兆候を得た場合には敵の部隊などによる侵略を阻止するための作戦を行い、また、事前に兆候が得られず当該島嶼を占領された場合などにはこれを撃破するための作戦を行う。

これらの作戦を行う上では、統合運用による部隊の機



島嶼部に対する侵略への対応のための訓練を行う
陸自第12普通科連隊（鹿児島県）隊員

動的な輸送・展開などが必要であり、各自衛隊は、相互に連携して、部隊を迅速に集中し、敵の部隊などを阻止・撃破する。

4 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯や武装工作船などへの対応

本格的な侵略事態はもとより、新たな脅威や多様な事態に際し、自衛隊が迅速に対応するためには、平素から領海・領空とその周辺の海空域を常時警戒監視し、防衛に必要な情報を収集・処理することが、極めて重要である。このため、自衛隊は、わが国の平和と安全の確保に直接結びつくさまざまな活動を行っている。

1 周辺海域における警戒監視

海自は、1日に1回を基準として哨戒機（P-3C）により、北海道の周辺海域、日本海と東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。また、ミサイル発射に対する監視など必要に応じ、随時、護衛艦・航空機を柔軟に運用して警戒監視活動を行い、わが国周辺における事態への即応態勢を維持している。

さらに、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが、24時間態勢で警戒監視活動を行っている。

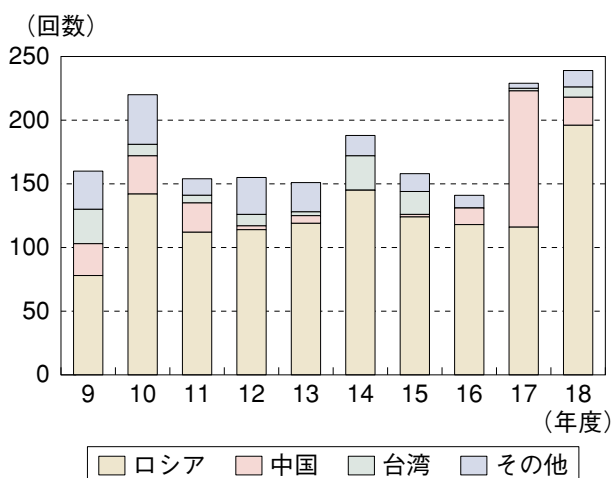


対領空侵犯措置を実施中の
空自中部航空方面隊防空指令所（埼玉県）隊員

2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進 (スクランブル)

空自は、全国のレーダーサイトと早期警戒機 (E-2C)、早期警戒管制機 (E-767) などにより、わが国とその周辺の上空を24時間態勢で監視している。また、戦闘機が直ちに発進できるよう、その一部を常に待機させている。

図表Ⅲ-1-2-12 最近10年間のスクランブル実施回数とその内訳



緊急発進のためF-4戦闘機に搭乗する
空自第302飛行隊 (沖縄県) のパイロット

領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、緊急発進した空自の戦闘機などがその航空機に接近して状況を確認し、必要に応じてその行動の監視を行う。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを発する。(図表Ⅲ-1-2-12 参照)

3 領水内潜没潜水艦への対処

(1) 基本的な考え方

わが国の領水内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、96 (平成8) 年の閣議決定²などにに基づき海上警備行動³を発令し、自衛隊が当該潜水艦に対して、海面上を航行し、かつその旗を揚げる旨要求することおよび当該潜水艦がこれに応じない場合にはわが国の領海外への退去要求を行う。

(2) 中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案を踏まえての措置など

04 (同16) 年11月、先島群島周辺のわが国領海内で潜没航行していた中国原子力潜水艦が発見された。これに対しては、自衛隊法第82条および96 (同8) 年の閣議決定に定める手続きに従い、海上警備行動を発令して対処し、海自の艦艇および航空機は、当該潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。しかし結果として、当該潜水艦の入域情報に接してから海上警備行動の発令までに相当の時間を要することとなったことから、これらをはじめとする教訓を踏まえ、政府としては次の対処方針などを定めた。

1) 領海および内水を含む

2) 96 (平成8) 年12月安全保障会議および閣議で決定された「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」この閣議決定は、自衛隊の部隊がわが国の領海および内水で潜没航行する潜水艦に対して浮上・掲旗要求、退去要求を行うにあたり、あらかじめ閣議においてその基本方針と手順を決定しておき、個々の事案発生時に、改めて個別の閣議決定を経ることなく、内閣総理大臣の判断により、自衛隊の部隊が迅速に対処し得るとしたものの。

3) 正式には「海上における警備行動」(自衛隊法第82条) という。海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合に自衛隊がとる行動で内閣総理大臣の承認が必要



ソナーを降ろし、対潜捜索訓練を行う
海自SH-60K哨戒ヘリコプター

ア 対処方針

(ア) 領水内潜没潜水艦に対しては、原則として海上警備行動により、浮上要求、退去要求などの措置を実施

(イ) 防衛大臣は、事案発生に際し、所要の手続きを経て、海上警備行動を速やかに発令

- このため、わが国領海に接近する潜水艦の情報が得られた場合には、これを早期に政府部内で共有
- 当該潜水艦がわが国領海内に侵入した場合には、特段の事情がない限り、直ちに海上警備行動を発令

(ウ) 当該潜水艦がわが国領海を出域した後も、再侵入の可能性の見極め、国籍の特定などのため、原則として海上警備行動を継続

(エ) 関係国と連絡をとり必要な措置を講じつつ対処

(オ) 領水内潜没潜水艦の状況、政府の対処などについては、安全保障上の観点などに留意しつつ、海上警備行

動の発令の公表は速やかに行うなど、国民に対し適切かつ時宜を得た説明を実施

(カ) 以上の方針を確実に実施するため、必要なマニュアル（対処要領）を関係省庁間で共有

イ 領水内潜没航行潜水艦対処のための装備などの充実

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、当該潜水艦に対するわが国の意思を表示する能力の整備・向上および浅海域における潜水艦対処能力の維持・向上を図っている。

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的な考え方

不審船には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処することが不可能又は著しく困難と認められる場合には、機を失することなく海上警備行動を下令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処する。

防衛省・自衛隊では99（平成11）年の能登半島沖での不審船事案⁴や、01（同13）年の九州南西海域不審船事案⁵などで得られた教訓・反省事項を踏まえ、不審船に対して効果的かつ安全に対処するため、関係省庁と連携を強化し、政府として万全を期すべく必要な措置を講じてきている。

(2) 不審船対処のための自衛隊法の改正

不審船を停船させるための武器使用権限のあり方を中心に法的な整理を含めた検討が行われ、01（同13）年、自衛隊法を改正し、海上警備行動時などの武器使用に関して次のような規定を新設した。

4) 警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島東方、佐渡島西方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と判断される不審船2隻を発見した。巡視船、護衛艦、航空機などで1昼夜にわたり追跡したが、両船は、防空識別圏外へ逃走し、北朝鮮北部の港湾に到達したものと判断された。

5) 警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が不審な船舶を発見し、巡視船、航空機で追尾・監視を行った。不審船は海上保安庁の度重なる停船命令を無視し逃走を続けたため、射撃警告の後、威嚇射撃を行った。しかし同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行い、その後同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没するに至った。捜査過程で判明した事実などから、北朝鮮の工作船と特定された。02（平成14）年にも、警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島沖の北北西約400km（わが国の排他的経済水域外）において不審船の疑いのある船舶を発見し、巡視船、護衛艦、航空機で追尾・監視を行った事案が起きている。

海上警備行動時などに、職務上の必要から立入検査を行う目的で船舶の停止を繰り返し命じても乗組員などがこれに応じずに抵抗したり、逃亡しようとしたりする場合があります。このような場合において、一定の要件⁶に該当すると防衛大臣が認めたときは、海上警備行動などを命ぜられた海上自衛官は、その船舶を停止させるためにほかに手段がないと信ずるに足る相当な理由があれば、事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。その結果、人に危害を与えても法律に基づく正当行為と評価される。

(3) 不審船対処のための装備などの充実

海自は、①新型ミサイル艇の速力向上など⁷、②「特別警備隊」⁸の新編、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）⁹の装備、⑤艦艇要員充足率の向上などの事業を行った。

(4) 海上保安庁との連携の強化のための措置

ア 連携強化のための枠組みの整備

99（同11）年、防衛庁（当時）は、海上保安庁との間で「不審船に係る共同対処マニュアル」を策定し、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、海上警備行動の発令前後における役割分担（共同対処要領）などについて規定した。

イ 海上保安庁との共同訓練

防衛省および海上保安庁は、定期的な相互研修、情報交換および共同訓練などを実施するとともに、海自は、同マニュアルに基づき、不審船に対する追尾・捕捉の要領や通信などの共同訓練を海上保安庁と行っており、連携の強化を図っている。

本年3月12日には、佐世保沖において、共同実動訓練を行った。

参照 > 4章1節（P339）

5 大規模特殊災害への対応

自衛隊は、災害発生時に、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な災害派遣活動を行っている。特に95（平成7）年の阪神・淡路大震災¹での災害派遣以降、自衛隊の活動に対する国民の期待はますます大きくなっている。その後も自然災害だけでなく、99（同11）年の茨城県東海村での臨界事故や01（同13）年の愛媛県立宇和島水産高等学校実習船「えひめ丸」沈没事故など多様な事態に際して、自衛隊が大きな役割を果たしている。



鹿児島県薩摩町において孤立した住民を救助する
陸自第12普通科連隊（鹿児島県）隊員

4-6) ①当該船舶が、外国船舶（軍艦および各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業目的のみに使用されるものを除く。）と思われる船舶で、国連海洋法条約第19条に定める無害通航でない航行をわが国の内水又は領海において現に行っていると認められること（当該航行に正当な理由がある場合を除く。）、②当該航行を放置すれば、これが将来において繰り返される蓋然性があると認められること、③当該航行が、わが国の領域内において重大凶悪犯罪を犯すのに必要な準備のために行われているのではないかの疑いを払拭できないと認められること、④当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより得られるであろう情報に基づいて適確な措置を尽くすのでなければ、将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること。

7) 02（平成14）年3月、2隻が就役し、主に次の点を充実させている。①速力を約40ノットから約44ノットに向上、②12.7mm機関銃の装備、③艦橋への防弾措置を実施、④暗視装置の装備

8) 01（平成13）年3月、海上警備行動下に不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

9) 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして、跳弾の防止が図られている。

5-1) 兵庫県南部を震源とするM7.3の「95（平成7）年兵庫県南部地震」により、阪神地方で死者・行方不明者6,400名を上回る壊滅的被害が発生した。

1 災害派遣などのしくみ

(1) 災害派遣などの種類

ア 災害派遣

(ア) 要請による派遣（一般的な派遣形態）

災害派遣は、自衛隊法第83条の規定上、都道府県知事などからの要請により部隊などを派遣することを原則とする。これは、知事などが災害対策の一次的な責任を負っており、災害の状況を全般的に把握できる立場にあるため、知事などの要請を受けることが適当と考えられたことによる。また、市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、応急措置を行う必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。さらに、災害対策基本法第68条の2では市町村長は、知事に対する要求ができない場合には、災害の状況などを防衛大臣又は大臣が指定する者に通知することができるとしている。

(イ) 自主派遣

防衛大臣又は大臣が指定する者は、特に緊急な事態で、要請を待つ時間がないときには、要請がなくても、例外的に部隊などを派遣することができる。

この自主派遣をより実効性のあるものとするため、95（同7）年に「防衛庁防災業務計画」²（当時）を修正し、部隊などの長が自主派遣する基準を次のとおり定めた。

- ① 関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合
- ② 都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合
- ③ 人命救助に関する救援活動の場合など

このほか、部隊などの長は、防衛省の施設やその近傍に火災などの災害が発生した場合、部隊などを派遣することができる。

イ 地震防災派遣

「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言³が出されたときには、地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、防衛大臣は、地震発生前でも部隊などに地震防災派遣を命じることができる。

ウ 原子力災害派遣

「原子力災害対策特別措置法」に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、防衛大臣は、部隊などに原子力災害派遣を命じることができる。

(2) 災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れ

自衛隊の災害派遣は図表Ⅲ-1-2-13のような流れで行われる。

(3) 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

自衛隊法などでは、災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官がその災害派遣活動などが効率的に行えるように、図表Ⅲ-1-2-14のような権限を定めている。

2 災害派遣の初動態勢・実施状況

(1) 災害に対する初動対処態勢

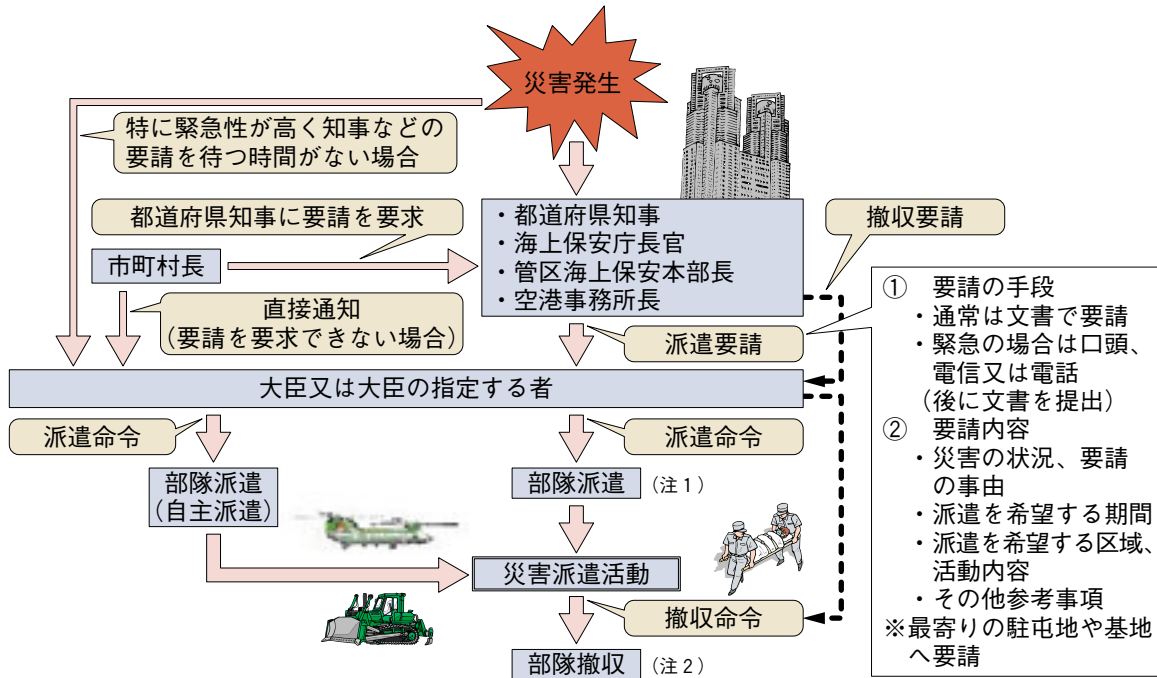
阪神・淡路大震災の教訓から、自衛隊では、災害派遣を迅速に行うため、各自衛隊は、初動に対処できる部隊を指定している。本年5月現在、陸自は、災害派遣に即応できる部隊として全国に人員約2,700名、車両約410両、ヘリコプター約30機を指定している。海自は、応急的に出動できる艦艇を基地ごとに指定しているほか、航空機の待機態勢を整えている。空自は、航空機の待機態勢などを整えている。

また、自衛隊は、震度5弱以上の地震発生を受けた場合、自主派遣として、速やかに航空機などを使用して現地情報を収集し、官邸などに、その情報を伝達で

2) 防衛省防災業務計画
<<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/index.html>>参照

3) 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

図表Ⅲ-1-2-13 要請から派遣、撤収までの流れ



(注) 1 災害招集命令を受けた即応予備自衛官および予備自衛官を含む。
 2 部隊をまとめて引き上げること。

図表Ⅲ-1-2-14 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

- 1 警察官がその場にはいない場合に限り、周囲の者などに警告を發し、特に緊急の場合には、危害を受けるおそれのある者を、その場の危害を避けさせるために必要な限度で、引き留めたり避難させたり、周囲の者などに危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じたり、自らその措置をとることができる。
- 2 警察官がその場にはいない場合で、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物などに立ち入ることができる。
- 3 緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限された区域などにおいて、警察官がその場にはいない場合には、自衛隊の緊急通行車両の通行を確保するため、道路上の放置車両の除去などの措置ができる。(地震防災派遣を除く。)
- 4 市町村長又はその委任を受けた職員や警察官、海上保安官がその場にはいない場合、次の行為などを行うことができる。(地震防災派遣を除く。)
 - (1) 建物の倒壊や崖崩れの危険性の高い場合などに、警戒区域を設定し、立入制限・禁止又は退去を命ずること
 - (2) 救援活動における活動拠点や緊急患者の空輸に必要な通信中継所の確保などのため、土地や建物を使用すること
 - (3) 倒壊家屋から人命救助を行う場合などに、障害となる被災した建物などを移動し、あるいは撤去すること
 - (4) 現場の自衛官では足りない場合などに、住民又は現場にいる者に人命救助や水防などの業務を行わせること
 (自衛隊法第94条、第94条の3、第94条の4及び災害対策基本法参照)

きる態勢をとっている。さらに状況に応じ、関係地方公共団体などへ連絡要員を派遣して情報収集を行うこととしている。

人命救助に関しても、陸・海・空自衛隊の各種装備を活用して、対処することが可能である。空自は、大規模災害時等において、重症患者を迅速に遠方地に搬送し、適切な治療を受けさせ得る態勢整備の一環として、昨年10月、航空機動衛生隊を新編した。

(2) 災害派遣の実施状況

ア 救急患者の輸送

自衛隊は、従来から医療施設が不足する離島などの救急患者を、航空機で緊急輸送している。昨年度は災害派遣総数812件のうち、579件がこの救急輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）、五島列島（長崎県）などへの派遣が543件と多数を占めた。

その内訳は、高齢者の救急患者が最も多く、出産、事故に際しての緊急輸送もあった。また、他機関の航空機では航続距離不足などで対応できない場合には、本土から遠距離にある海域で航行している船舶の緊急患者の輸送も行っている。



利尻島から救急患者の輸送に協力する
空自千歳救難隊（北海道）隊員（左2名）

イ 消火支援

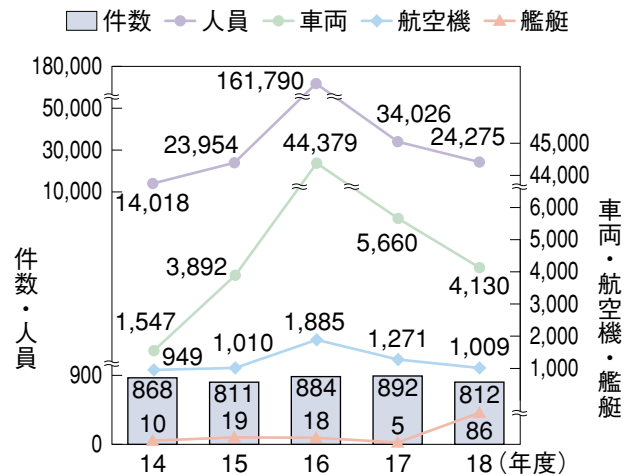
昨年度の消火支援件数は、117件であり、急患輸送に次ぐ件数となっている。

その内訳は、近傍火災に対する派遣が最も多く、昨年度は104件であった。全国に所在する各部隊などは、周辺住民の生活の安全確保に寄与するためにも、近傍火災への対処に積極的に取り組んでいる。

また、島嶼や山地など、消火が難しい場所では都道府県知事からの災害派遣要請を受け空中消火活動も行った。

(図表Ⅲ-1-2-15・16 参照)

図表Ⅲ-1-2-15 災害派遣の実績（過去5年間）



図表Ⅲ-1-2-16 災害派遣の実績（平成18年度）

項目	件数	人員	車両	航空機	艦艇
風水害・震災対処	24	7,114	1,718	148	
急患輸送	579	2,563	2	599	
捜索救難	46	3,205	480	85	
消火支援	117	3,249	333	99	1
その他	46	8,144	1,597	78	85
合計	812	24,275	4,130	1,009	86

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

航空機動衛生隊

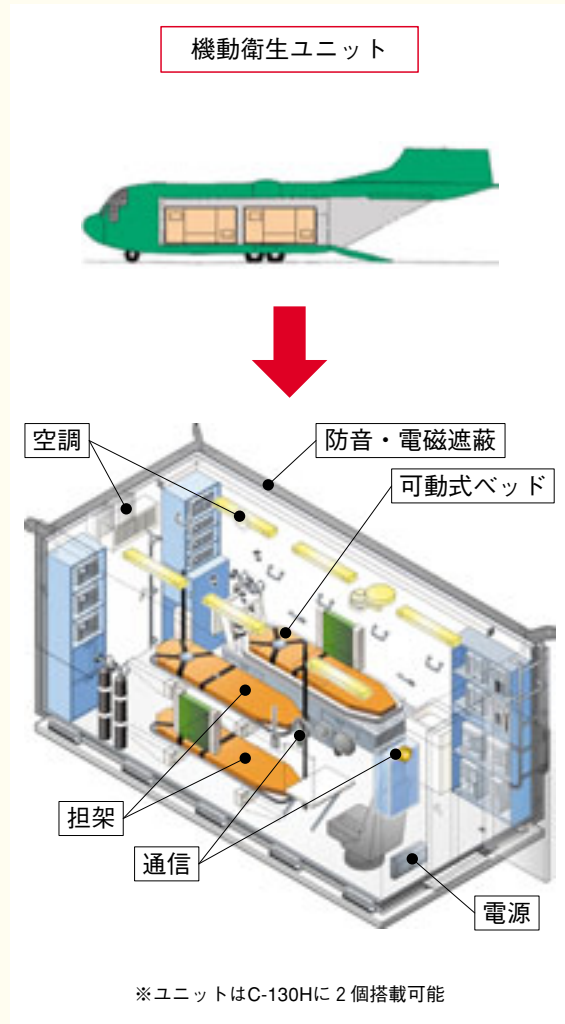
防衛省・自衛隊は、阪神・淡路大震災などの教訓から、大規模災害時等において重症患者を迅速に遠方地に搬送し適切な治療を受けさせ得る態勢整備の一環として、昨年10月、航空自衛隊小牧基地に航空機動衛生隊を新編した。

任務の具体的な内容としては、患者搬送用のユニット（機動衛生ユニット）をC-130Hの貨物室に搭載し、医官、救急救命士、看護師および管理要員（搬送コーディネーター）で構成されるチームを搭乗させ、必要に応じ応急処置を行いながら重症患者を遠隔地の医療施設等に搬送することとなる。

これまでの急患空輸、災害派遣及び有事の負傷隊員の輸送等における欠落機能であった機上医療機能が備わり、病状の安定化処置を施しつつ重症患者の広域搬送を行うことが可能となり、初期治療から最終治療までの医療を継続できる体制が構築されることとなる。



機動衛生ユニット内で訓練中の空自隊員



ウ 自然災害への対応

昨年度は、「平成18年7月豪雨」による全国的な水害、広島県の送水トンネル内の落盤に伴う断水や、3月の「平成19年能登半島地震」などの自然災害に見舞われた。主要な派遣は次のとおりである。

(ア) 「平成18年7月豪雨」に伴う災害派遣

昨年7月下旬、梅雨前線の影響による、九州および中部地方を中心とした集中豪雨に伴う河川の決壊、浸水、土砂崩れなどの被害に際して、福井、長野、京都、鹿児島、宮崎および熊本の各府県知事からの災害派遣要請を受け、行方不明者の捜索、土砂災害による人命救助、孤立住民の避難支援、堤防決壊の予防措置（土のう積み）、物資輸送などに、のべ人員約2,600名、車両約450両、航空機約50機を派遣した。

(イ) 広島県呉市及び江田島市における給水支援等に係る災害派遣

昨年8月25日、広島県安芸郡海田町と広島市安芸区間の県営送水トンネル内の岩盤が落下し、呉市及び江田島市の広い範囲で断水が発生した。広島県知事からの災害派遣要請を受け、給水支援や入浴支援などに、のべ人員約6,790名、車両約1,400両、艦船約40隻、航空機6機を派遣した。

(ウ) 「平成19年能登半島地震」に伴う災害派遣

本年3月25日、能登半島沖を震源とする地震(M6.9)が発生し、輪島市をはじめとする広域にわたり、家屋崩壊、土砂崩れ、断水などの被害が発生した。石川県知事からの災害派遣要請を受け、給水・給食支援に、のべ人員約2,730名、車両約1,050両、航空機約60機を派遣した。



広島県呉市及び江田島市の災害派遣（給水支援）において、海自輸送艦と接続する陸自給水車



「平成19年能登半島地震」における災害派遣で輪島市門前町において給水支援を行う陸自第14普通科連隊（石川県）隊員

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣（呉・江田島給水支援）に従事した隊員の声（陸自・海自）

陸上自衛隊 第13対戦車中隊

3等陸曹

まつい ひろはる
松井広治

昨年8月私は、テレビで呉市・江田島市地区へ水道及び工業用水を供給するための送水トンネルが崩落し、同地区が断水になったことを知りました。

自衛隊に入隊して9年、災害派遣に参加したことのなかった私は、強く希望して同地に対する災害派遣（給水支援活動）に参加しました。純粹に被災地域で困っている方々の役に立ちたいとの思いからでした。

呉市に入ると、道路脇で手を振る子供や手を叩いて喜ぶ住民の皆さん、また中には手を合わせて拝むお婆さんがとても印象的でした。

車を駐車場に止めて降りると、すでに水を求める人々の列ができ、1トンしか入らない水トレーラは、あっという間に空っぽ。補水ポイントで水を入れては再び給水活動といった作業を繰り返す毎日でしたが、水を求めて集まってくる地域の方々の笑顔、そして「ありがとう」の言葉にとっても力付けられました。

24時間態勢での給水支援任務を達成できたのも、日頃の訓練と補水ポイントで支援して頂いた地域の方々の協力があったからだと思います。一週間の災害派遣でしたが、人と人との繋がり大切さを知る上で貴重な経験を得た災害派遣でした。



広島県江田島市柿浦港埋立地において給水活動を行う陸自部隊

海上自衛隊 呉警備隊港務隊

3等海尉

なかしたじゅんじ
中下淳治

広島県呉市に所在する海自呉警備隊は、昨年8月、広島県呉市・江田島市の水道送水施設の事故に際し、同県からの要請により、災害派遣（給水支援）を行いました。この時、私は水船（水を輸送するための船）2隻の指揮官として、江田島市への給水支援に従事しました。

栈橋に横付けした水船から、浄水場に給水を行うこととなりましたが、浄水場は船から約500m先にあり、消防車のポンプを介した送水が必要でした。初日の活動は、消防署員も我々も互いに初めての共同作業であり、6時間の活動で約250トンの給水支援となりました。

初日の教訓から、「何事も綿密な調整が必要なんだな」と思い、翌日は積極的に現場の消防署員と調整し、ホースの本数を増やしたり、送水能力の高いポンプ車を配備してもらうなど、試行錯誤の結果、2隻の水船で約1,000トンの給水を行うことができました。「よし、これでいけるぞ」と安堵しましたが、江田島市の住民のご苦勞を思うと、できるだけ多くの水を運びたいという気持ちを、派遣に関わった隊員全員が強く感じていました。

消防署や水道局という、普段、海上自衛隊と接点の少ない団体と一致団結して、江田島市民の皆様のために活動できたことは、我々にとって非常に貴重な経験でした。



栈橋に横付けし、給水支援中の海自呉警備隊の水船

3 災害対処への平素からの取組

(1) 地方公共団体などとの連携

自衛隊が、災害派遣活動を迅速かつ的確に行うためには、平素から地方公共団体などとの連携を強化しておくことが重要である。例えば、情報連絡体制の充実、両者の防災計画の整合化、地方公共団体が行う防災訓練への積極的な参加などがあげられる。

昨年7月、各都道府県に所在する地方連絡部に新たに災害に関する地方公共団体との連絡調整機能を付加し、「国民保護・災害対策連絡調整官」を新設するとともに、地方連絡部の名称を「自衛隊地方協力本部」に変更し、平素からの連携の確保に努めている。

参照 > 4章1節 (P328)

また、地方公共団体の防災などの業務に対し、自衛官としての経験、知識などを活用した人的協力を行うことは、地方公共団体との連携を強化する上で重要であり、地方公共団体からの要請に応じ、当該分野に知見を有する退職自衛官の推薦などを行っている。こうした形で地方公共団体の防災関連部門などの担当として在職しているのは、本年4月30日現在、全国44都道府県市区町村に126名である。なお、東京都の防災担当部局に現職自衛官を出向させている。

(図表Ⅲ-1-2-17 参照)

さらに、都道府県が作成する地域防災計画において、災害時の自衛隊との連携について記述されているが、地方公共団体において、次に述べる点について、具体的に取り組むことは、防衛省・自衛隊が災害救援活動をより効果的に行う上で重要である。

ア 集結地の確保

災害派遣部隊の現地における指揮所や宿泊・駐車・必要資材の集積などの活動拠点として、集結地が必要である。集結地は、被災地近くの公園やグラウンドなどが適しており、例えば陸自の1個連隊規模の部隊が宿泊して活動を行うのであれば、約15,000m²（東京ドーム約1/3個分の面積）、師団であれば約140,000m²（東京ドーム約3個分の面積）以上の広さが必要となる。

イ ヘリポートの確保

災害時には車両による活動が制限される可能性があり、ヘリコプターによる救急患者輸送、物資輸送、消火活動のため、被災地やその近くにヘリポートを設置する必要がある。この際、ヘリコプターの円滑な離発着を確保するため、避難場所とヘリポートを明確に区分するとともに、平素から、その場所を住民に周知しておくことが必要である。ヘリポートの広さは、ヘリコプターの機種や活動内容によって異なるが、1機あたりの目安として、50～100m四方が必要である。

ウ 建物の番号表示

航空機が、情報収集、人員・物資の輸送などを効率的に行うため、空中から建物を確認しやすいように、県庁、学校など防災上重要な施設の屋上に、建物を識別するための番号を表示することは有効である。これにより、建物の確認が容易となり、航空機による災害派遣活動がより迅速となる。

エ 連絡調整のための施設などの確保

自衛隊との連絡調整のための活動施設を都道府県庁内に設けることも必要である。例えば、連絡調整業務のための仮設の通信所、連絡官の待機所、車両の駐車場などが考えられる。また、避難所、ヘリポート位置などが記入された各防災機関が共通して使用する防災地図の整備が必要である。さらに、ヘリコプターによる空中消火のための消火器材などを整備するとともに、溜め池などの水源地の確保についても普段から調整しておく必要がある。

(2) 各種災害への対応マニュアルの策定

さまざまな形で起こり得る災害に、より迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対応の基本を明確にして、関係者の認識を統一しておくことが有効である。このため、00（同12）年11月、防衛庁（当時）・自衛隊は、過去の災害派遣や防災訓練で明らかになった教訓事項を踏まえ、災害の種類ごとの対応において留意すべき事項を取

図表Ⅲ-1-2-17 退職自衛官の地方公共団体防災関連部局における在職状況（平成19年4月30日現在）

区 域		都道府県	市 区 町 村
北海道	北海道	北海道庁	帯広市役所
			千歳市役所
			美瑛市役所
			札幌市役所 2 名
			函館市役所
			美幌町役場
			苫小牧市役所
			北斗市役所
			岩見沢市役所
			旭川市役所
遠軽町役場			
恵庭市役所			
東 北	青森県	青森県庁	八戸市役所
			青森市役所
			弘前市役所
	岩手県	岩手県庁	滝沢村役場
	宮城県	宮城県庁	仙台市役所 2 名
			石巻市役所
	秋田県	秋田県庁	
山形県	山形県庁	東根市役所	
福島県	福島県庁		
関 東	茨城県	茨城県庁	
	栃木県	栃木県庁	宇都宮市役所
	群馬県	群馬県庁	
	埼玉県	埼玉県庁	草加市役所
	千葉県	千葉県庁	浦安市役所
			市川市役所
	東京都	東京都庁 3 名	板橋区役所
			荒川区役所
		足立区役所	
神奈川県	神奈川県庁	横浜市役所	
中 部	新潟県	新潟県庁	上越市役所
	富山県	富山県庁	富山市役所
	石川県	石川県庁	輪島市役所
	福井県		福井市役所
	山梨県	山梨県庁	甲府市役所
	長野県	長野県庁	伊那市役所
	岐阜県	岐阜県庁	
	静岡県	静岡県庁 2 名	伊東市役所
	愛知県	愛知県庁	三好町役場
			瀬戸市役所

区 域		都道府県	市 区 町 村
近 畿	三重県	三重県庁	伊勢市役所
			亀山市役所
	滋賀県	滋賀県庁	草津市役所
			高島市役所
	京都府	京都府庁	
	大阪府	大阪府庁	堺市役所
			池田市役所
			大阪市役所
		河内長野市役所	
兵庫県		明石市役所	
		豊岡市役所	
奈良県	奈良県庁	橿原市役所	
和歌山県	和歌山県庁	和歌山市役所	
中 国	鳥取県	鳥取県庁	鳥取市役所
	島根県	島根県庁	松江市役所
	岡山県	岡山県庁	倉敷市役所
	広島県	広島県庁 3 名	
	山口県	山口県庁	岩国市役所
		下関市役所	
四 国	徳島県	徳島県庁 2 名	小松島市役所
			阿南市役所
	香川県	香川県庁	
	愛媛県	愛媛県庁 2 名	
高知県	高知県庁		
九 州	福岡県	福岡県庁	飯塚市役所
			田川市役所
			直方市役所
	佐賀県	佐賀県庁 3 名	唐津市役所
	長崎県	長崎県庁 4 名	佐世保市役所
	熊本県	熊本県庁	
	大分県	大分県庁	大分市役所
	宮崎県	宮崎県庁 2 名	延岡市役所
			西都市役所
鹿児島県	鹿児島県庁 2 名	薩摩川内市役所	
		霧島市役所	
沖縄県		垂水市役所	

※非常勤職員を含む

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣（北陸風水害）に従事した隊員の声

航空自衛隊 中部航空警戒管制団 第35警戒隊 | 3等空曹 | おさだ ひろかず 長田平和

昨年7月、日本海側を襲った集中豪雨により大規模な土砂災害が発生、民家を直撃し2名の方がその生き埋めとなりました。現場は、山の斜面を切り開いた公園墓地であり、崩れた土砂に多くの墓石が混在したことや、粘土状の地質の土が雨水を大量に含んだ状態であったこと、生き埋めとなった2名が家のどの位置にいたか特定できないという状況の中、救助活動は大変困難を極めました。

私が所属する第35警戒隊は、京都府知事からの災害派遣要請に基づき、現地派遣隊員として3個の分隊を編成（約45名）し、現場到着後、生き埋めとなった方の捜索・救助の任務に就きました。これまで経験したことのない緊迫した空気の中、速やかに多くの情報等入手し、現場指揮官の指揮下で救助活動に入りました。

救助活動中は不安や心配よりも、ただ、「一刻も早く、助け出したい。」という思いしかありませんでした。潰れた家の合間から、手作業で壊れた家屋の破片を一つ一つ取り除き、やっとの思いで救助者を発見、それから救出までの全ての活動に携わり、私にとって初の実動任務を終えました。

今回の災害派遣では、国民の生命財産を守り、国民の負託に応えるという自衛官の使命を改めて認識し、「使命」を自覚することが如何に重要なことか、考えさせられる貴重な経験となりました。

私の部隊は、防空レーダーを使用した日本海側の警戒監視が任務です。レーダーの画面を見て、領空侵犯の可能性のある航空機を24時間監視することが主な任務ですが、今回の災害派遣とは、活動の内容は違っても、達成する「日本を守る」目的は同じだと思います。私は、趣味のマラソンや筋力トレーニングを通じ日々、気力と体力の練成に努めていますが、空の警戒監視を実施することから今回のような災害派遣に至るまで、任務遂行の際に最も必要となるのは、隊員一人ひとりの持つ精神力、体力のみならず、「日本を守る」という「使命」感が重要であることが理解できました。

今回の災害派遣で得た経験は、今後どのような困難な任務でも完遂できる強い精神力を得ることができました。この経験を今後の訓練に活かし、多様な任務に即応できるよう、訓練を積んでいきたいと思っています。



救助活動を行う長田3等空曹（右端）

りまとめた各種災害への対応マニュアルを策定した⁴。

このマニュアルは、予想される災害の形態を①都市部、②山間部、③島嶼部、④特殊災害の4つに区分し、それぞれの場合ごとに、災害への対処方針、発生し得る被害様相、求められる主な活動、留意事項を定めている。このマニュアルは既に関係機関、地方公共団体などに配布されており、陸・海・空自衛隊は、防衛省防災業務計画とこのマニュアルに基づき、災害派遣活動のより一層の充実に努めている。

(3) 原子力災害などへの対処

99（同11）年、茨城県東海村のウラン加工工場で発生した臨界事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策の抜本的な強化を図るという観点から、同年、「原子力災害対策

特別措置法」が制定された。同法では、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が緊急事態応急対策を的確かつ迅速に行うため、防衛庁長官（当時）に対して自衛隊の支援を要請することができると規定され、これに伴って、自衛隊法が一部改正された⁵。

東海村での臨界事故以降、経済産業省が主体となって00（同12）年から実施している原子力総合防災訓練では陸・海・空自衛隊が輸送支援、住民避難支援、空中と海上での放射線観測支援などを行い、原子力災害に際しての各省庁や地方公共団体との連携要領などを確認している。

また、原子力災害のみならず、その他の特殊災害⁶に対処するため、19年度予算においても、化学防護部隊を強化することとしている。

6 その他の対応

1 自衛隊施設などの警護態勢の整備

テロ事案については、警察機関が第一義的に対処するが、01（平成13）年9月11日に発生した米国同時多発テロ（9.11テロ）のような大規模なテロに対する備えに万全を期すため、同年、自衛隊法を改正し、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域の警護のため、自衛隊の部隊などの出動を可能とするとともに、通常時から自衛隊施設を警護するための武器使用を可能とした。

(1) 自衛隊の施設等の警護出動（警護出動）

内閣総理大臣は、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域における大規模なテロが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設・区域の警護のため自衛隊の部隊などの出動を命ずることができる。その際、警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執

行法に基づく権限が一部準用¹される。また、同法第7条を超える武器の使用権限なども規定された。

（図表Ⅲ-1-2-18 参照）

防衛省・自衛隊は新たな任務である警護出動の実効性を確保するため、警察・海上保安庁との間で警護出動に関する意見交換を行っているほか、03（同15）年以降、各地の在日米軍施設・区域において警護出動訓練を実施している。

(2) 通常時における自衛隊の施設警護のための武器の使用

国内の自衛隊の施設であって、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場にかかわ

5-4) 「都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について」
<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/sankou_01.pdf>参照

5) ①原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる。②原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる。③原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することなどができる。④原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる。

6) 特殊災害は、テロリズムや大量破壊兵器などによる武力攻撃によっても生じる可能性がある。

6-1) 犯罪の予防および制止、武器の使用が認められるほか、警察官がその場にはない場合に限り、質問、避難などの措置、土地などへの立入が認められる。

図表Ⅲ-1-2-18 警護出動の概要

事 態	行動の要件など	主な権限など
<p>国内にある自衛隊の施設又は在日米軍の施設・区域に対する破壊行為などが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要が認められる場合</p>	<p>①命令権者 内閣総理大臣</p> <p>②手続 内閣総理大臣は、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設など及び期間を指定</p> <p>③撤収 内閣総理大臣は、指定した期間内であっても、部隊などの出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊などの撤収を命じなければならない。</p>	<p>①警察官職務執行法の準用 質問（※）、避難（※）、立入（※）、犯罪の予防及び制止、武器の使用</p> <p>②武器の使用（上記の武器を使用する場合のほか） 職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当な理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。（その結果人に危害を与えることとなっても、法律に基づく正当行為と評価されることとなる。）</p>

（※）警察官がその場にいない場合に限る。

る施設設備が所在するものを自衛官が職務上警護する際の武器使用権限が規定²された。

2 在外邦人などの輸送態勢の整備

(1) 自衛隊法の改正

防衛省・自衛隊は、これまで、外国での災害、騒乱その他の緊急事態に際して、自衛隊法第100条の8（当時）の規定に基づき、外務大臣の依頼を受けて、生命や身体

の保護を必要とする在外邦人などを、政府専用機や空自の輸送機で輸送する態勢をとってきた。

99（同11）年の自衛隊法の改正により、在外邦人などの輸送手段として自衛隊の船舶とその船舶に搭載されたヘリコプターが追加され、また、隊員と邦人などの生命や身体を防護するため必要最小限の武器の使用ができるようになり、輸送のための態勢が強化された。また、多くの邦人が海外を訪問し、滞在している今日、海外での紛争などの際の在外邦人の輸送も、国民の安全確保のために重要な活動となっていることから、本年1月の省移行にあわせて、これまで付随的な業務とされていた本活動を本来任務と位置付け、自衛隊法第84条の3に規定し、その際の権限については同法第94条の5に規定した。

参照 > Ⅱ部3章2節（P152）

(2) 各自衛隊の態勢など

派遣先国の空港・港湾などで、在外公館から在外邦人を引き継ぎ、航空機・船舶までより安全に誘導できるよう、陸自ではヘリコプター隊と誘導隊³の要員を、海自では輸送艦をはじめとする艦艇と航空部隊を、空自では



在外邦人等輸送訓練を行う空自隊員

2) 当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

3) 輸送部隊（自衛隊の航空機・艦船）とともに派遣され、現地において在外邦人などの誘導・防護にあたる臨時に編成される部隊

輸送機部隊および派遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。

なお、在外邦人などの輸送任務は、基本的には各自衛隊が緊密に連携して行うため、統合調整が必要となることから、輸送機や輸送艦などを用いて統合訓練を実施するなど、任務遂行のための能力向上に努めてきた。

(3) 在外邦人などの輸送実績

イラク人道復興支援特措法に基づき派遣されていた陸自の活動などを取材するためイラクのサマーワに滞在していた報道関係の邦人10名を、04（同16）年4月15日、同国のタリル飛行場からクウェートのムバラク空軍基地まで、自衛隊法第84条の3（当時100条の8）の規定に基づく初めての在外邦人等の輸送として、空自のC-130H輸送機により輸送した。

3 周辺事態への対応

防衛大綱では、周辺事態における協力を含む各種の運用協力などの施策を積極的に推進することを通じ、日米安全保障体制を強化していくとしている。

防衛省・自衛隊では、本年1月の省移行以前において周辺事態に際しては、自衛隊法第100条の9の規定に基づき、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、周辺事態安全確保法や船舶検査活動法に定める後方地域支援としての物品・役務の提供や、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を行うこととしてきた。

周辺事態への対応は、わが国の平和及び安全に重要な影響を与えるものであり、わが国の平和と安全の確保の観点から、その任務の位置づけが見直され、本年1月の

省移行にあわせて、これまで付随的な業務とされていた本活動を本来任務と位置付け、自衛隊法第84条の4に規定した。

参照 > Ⅱ部3章2節 (P152)

4 軍事情報の収集

新たな脅威や多様な事態への実効的な備えが喫緊の課題となるなど、安全保障問題の多様化・複雑化が進展している現在において、これらに適切に対処するため、各種事態の兆候を事前に察知し、迅速・的確な情報収集・分析・共有を実施することがより一層求められており、わが国の安全保障の観点から、より広範かつ総合的な情報能力が必要となっている。

このため、防衛省・自衛隊では、情報収集手段の多様化を図るとともに、各種情報の総合的な分析・評価に努めている。具体的な情報収集活動の例としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②高分解能商用衛星画像データの収集・解析、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公刊情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報活動⁴などを行っている⁵。

防衛省・自衛隊では、今後とも、安全保障環境や技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力などを強化するため、各種情報収集器材・装置などの充実を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することとしている。

4) 本年5月末現在、防衛省から外務省に出向した自衛官である防衛駐在官48名が、37か所の在外公館などに派遣されており、自衛官の経験などを活かし、派遣された国の国防関係者や各国の駐在武官との交流を通じて軍事情報の収集などを行っている。

5) わが国の独自の画像情報収集能力を強化するため、昨年9月11日及び本年2月24日に、それぞれ3基目及び4基目となる情報収集衛星の打ち上げが行われた。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

防衛駐在官（ベルギー）として活躍する自衛官の声

防衛駐在官

1等空佐

ながしま じゅん
長島 純

ベルギー王国は、総面積約3万km²（日本の四国の面積の約1.5倍）にも満たない小国でありながら、欧州の中心に位置するという戦略的要衝であったために、1830年の独立まで周辺諸国の支配下に置かれ続けてきました。現在、その首都ブリュッセルにはEU、NATOの各本部が位置し、各国大使館や国際機関を含めると、ここで働く外交官の数は世界で一番多いとも言われ、現在では欧州の政治・安全保障の中核としての地位を確立しています。

そのために、ベルギー防衛駐在官としては、二国間関係の相手国としてのベルギーのみならず、欧州安全保障の核であるNATOやEUを含め当地に所在する各国際機関の情報収集・分析を行うことが最大の任務になっています。特に、近年、欧州では大規模侵攻の脅威は消滅する一方、地域紛争、国際テロリズム、大量破壊兵器拡散などが新たな安全保障上の重要課題として捉えられ、その軍事面での活動の幅が飛躍的に広がっています。例えば、NATOの場合、復興支援、治安維持、治安部隊への教育訓練などの目的で、約52,300人もを兵力を、アフガニスタン、コソボ、ダルフルなどの三大陸に派遣しています。

その一方で、日本も、さまざまな地域で国際平和協力活動を行ってきており、自衛隊の活動は欧州においても大きな注目を集めるに至っています。さらに、防衛省への移行に伴ってそれらの海外活動が自衛隊の本来任務化とされたことで、日本と欧州が地理的枠組みを超えて世界の平和のために協力する分野は確実に増大してゆくでしょう。しかし、現在、欧州諸国のアジア地域全体への安全保障上の関心は、経済上の関心と比較すれば依然として低く、将来の日・欧間の安全保障上の協力を深化するためには、まず、お互いの地域情勢や防衛政策に関して正しい理解を深めてゆくことが不可欠と考えています。そのため、ブリュッセルに勤務する防衛駐在官としては、NATO、EU、その戦力提供者としてのベルギーに係る包括的な情報収集・分析に加え、欧州側の理解を促進するため、各国の武官や軍事代表とのレセプション等における接触から、彼らとの家族単位での交流に至るまで、あらゆる機会を活用して、日本を取りまく安全保障環境、日本の防衛政策、自衛隊の活動状況などを紹介し、具体的な日・欧間の安全保障面での協力のあり方を模索しています。これら防衛駐在官の恒常業務を通じた地道な活動と努力の積み重ねが、結果的に欧州から遠く離れた東アジアの安定と繁栄を増進してゆくと確信する次第です。



NATO理事会（本年1月12日：ブリュッセル）
における長島1等空佐（後列左）